

中 期 目 標	中 期 計 画	平成 2 3 事業年度計画	平成 2 3 事業年度業務実績
第 2 業務運営の効率化に関する事項 通則法第 2 9 条第 2 項第 2 号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。 1 効率的な業務実施体制の確立 独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）の業務運営については、各退職金共済事業が統合されたメリットを最大限に発揮して、効率化を図る観点から、「業務・システム最適化計画」の実施に併せ、資産運用業務及びシステム管理業務の一元化を確実に行うこと。また、機構の事務については、外部委託を拡大する等により、事務処理の効率化や人員及び経費の削減を図ること。	第 1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 効率的な業務実施体制の確立 独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）が当面する課題に積極的に対処し、効率的に業務を推進するため、「業務・システム最適化計画」の実施に併せ、資産運用業務及びシステム管理業務の一元化を確実に行う。 また、 ① 各退職金共済事業に共通する加入受付業務、退職金給付業務等の業務・システム最適化計画をも踏まえた業務手順等の共通化、帳票類の統一化、 ② 平成 2 3 年度末までの時限措置である適格退職年金からの移行業務の担当組織の廃止等、加入促進業務に係る組織の再編、 ③ 建設業退職金共済（以下「建退共」という。）事業に係る特別事業については、事業規模が相当程度小さくなっている一方で、単独で資産運用を行っており、また、独立の組織・人員により業務を運営しているが、資産運用業務については、特別事業も含めて執行体制の統一により、資産の管理業務のみ残ることになるため、組織・人員を縮小、 ④ 各退職金共済事業の電話応対業務の一元化の検討、 ⑤ 退職金共済事業及び財産形成促進事業の広報業務の連携、 などにより、業務実施体制の効	第 1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 効率的な業務実施体制の確立 独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）の「業務・システム最適化計画」の円滑な実施を図る。また、中小企業退職金共済法関係法令の改正に伴うシステム改修を実施する。さらに、業務処理方法を見直すことにより、外部委託の拡大に努める。 なお、平成 2 3 年度末をもって適格退職年金からの移行業務の担当組織を廃止する。	

	率化や人員及び経費の縮減を図る。 さらに、業務・システム最適化計画を踏まえ、契約締結及び退職金支給に係る書類の審査業務等について電子化、機械処理を拡大するとともに、業務処理方法を見直すことにより外部委託を拡大し、事務処理の効率化を図る。						
評価の視点等	評価項目 1 効率的な業務実施体制の確立	自己評価			評価		
評価の視点等（現行）		評価の視点等（案）			変更の理由等		
[数値目標] ー		[数値目標] ー					
[評価の視点] ・資産運用業務及びシステム管理業務の一元化に向けた取組が行われているか。		[評価の視点] ・資産運用業務及びシステム管理業務の一元化に向けた取組が行われているか。					
・業務実施体制の効率化及び人員・経費の縮減が図られているか。		・業務実施体制の効率化及び人員・経費の縮減が図られているか。					
・各種業務の電子化、機械処理化の推進に向けた取組が進められているか。		・各種業務の電子化、機械処理化の推進に向けた取組が進められているか。					
・外部委託が可能な事務については、積極的に外部委託に取り組んでいるか。		・外部委託が可能な事務については、積極的に外部委託に取り組んでいるか。					
・国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。		・国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。					

（評価項目 1）

中 期 目 標		中 期 計 画		平成 2 3 事業年度計画		平成 2 3 事業年度業務実績		
		2 中期計画の定期的な進行管理 業務の遂行状況を管理するための内部の会議を少なくとも四半期に1回開催し、業務の進捗状況の把握を行うとともに、機構として一体的な業務運営を行い、必要な措置を講ずる。		2 中期計画の定期的な進行管理 ① 平成22事業年度計画の実績報告及び中期計画の内容の周知を図るとともに、平成23事業年度計画の実施事項及び進捗状況等の検証結果を、職員一人一人に周知することにより、職員の更なる意識改革を図る。 ② 四半期ごとに「業務推進委員会」を開催し、平成22事業年度計画の実績報告の検証及び年度計画の進捗状況等の検証を行う。 ③ 一般の中小企業退職金共済（以下「中退共」という。）事業及び建設業退職金共済（以下「建退共」という。）事業においては、「加入促進対策委員会」を四半期ごとに開催し、加入促進対策の遂行状況を組織的に管理する。				
評価の視点等	評価項目 2 中期計画の定期的な進行管理		自己評価			評定		
評価の視点等（現行）			評価の視点等（案）			変更の理由等		
[数値目標] ー			[数値目標] ー					
[評価の視点] ・業務の遂行状況を管理するための会議が適切に開催されているか。			[評価の視点] ・業務の遂行状況を管理するための会議が適切に開催されているか。					
・業務の遂行状況を管理するための会議における進捗状況の把握により、一体的な業務運営を行い、必要な措置を講じているか			・業務の遂行状況を管理するための会議における進捗状況の把握により、一体的な業務運営を行い、必要な措置を講じているか					

（評価項目2）

中 期 目 標		中 期 計 画		平成 2 3 事業年度計画		平成 2 3 事業年度業務実績		
2 内部統制の強化 各退職金共済事業、財産形成促進事業及び雇用促進融資事業を適切に運営し、退職金を確実に支給するための取組、財形持家融資の適切な貸付及び回収並びに雇用促進融資の適切な回収のための取組を促進するため、職員の意識改革を図るとともに、内部統制について、会計監査人等の助言を得つつ、向上を図るものとし、講じた措置について積極的に公表すること。		3 内部統制の強化 各退職金共済事業、財産形成促進事業及び雇用促進融資事業を適切に運営し、退職金を確実に支給するための取組、財形持家融資の適切な貸付及び回収並びに雇用促進融資の適切な回収のための取組を促進するため、職員の意識改革を図るとともに、内部統制について、例えば、第1の2の「中期計画の定期的な進行管理」、4の（3）の「随意契約の見直しについて」、第2の1の「確実な退職金支給のための取組」を着実に実施する等、会計監査人等の助言を得つつ、向上を図るものとし、講じた措置について積極的に公表する。		3 内部統制の強化 各退職金共済事業、財産形成促進事業及び雇用促進融資事業を適切に運営し、退職金を確実に支給するための取組、財産形成持家融資の適切な貸付及び回収並びに雇用促進融資の適切な回収のための取組を促進するため、職員の意識改革を図るとともに、内部統制について、例えば、第1の2の「中期計画の定期的な進行管理」、4の（3）の「随意契約の見直しについて」、第2の1の「確実な退職金支給のための取組」を着実に実施する等、会計監査人等の助言を得つつ、向上を図るものとし、講じた措置について積極的に公表する。 また、コンプライアンス推進委員会を開催し、機構におけるコンプライアンスの推進に努めるとともに、講じた措置について公表する。				
評価の視点等	評価項目 3 内部統制の強化		自己評価			評価		変更の理由等
評価の視点等（現行）			評価の視点等（案）					
[数値目標] ー			[数値目標] ー					
[評価の視点] ・職員の意識改革を図るための取組が着実に実施されているか。			[評価の視点] ・職員の意識改革を図るための取組が着実に実施されているか。					
・内部統制を強化するための取組が着実に実施されているか。（政・独委評価の視点事項と同様）			・内部統制を強化するための取組が着実に実施されているか。（政・独委評価の視点事項と同様）					
・法人の業務改善のための具体的なイニシアティブを把握・分析し、評価しているか。（政・独委評価の視点）			・法人の業務改善のための具体的なイニシアティブを把握・分析し、評価しているか。（政・独委評価の視点）					
・講じた措置についての公表が適切に行われているか。			・講じた措置についての公表が適切に行われているか。					

（評価項目 3）

中 期 目 標	中 期 計 画	平成 2 3 事業年度計画	平成 2 3 事業年度業務実績
3 業務運営の効率化に伴う経費節減 （１）一般管理費及び退職金共済事業経費 運営費交付金を充当する、一般管理費（退職手当は除く。）及び退職金共済事業経費については、効率的な利用に努め、中期目標の最終年度までに、平成１９年度予算額に比べて１８％以上の削減を行うこと。旧雇用・能力開発機構から移管される業務に係る経費のうち、運営費交付金を充当する一般管理費（退職手当を除く。）については、効率的な利用に努め、平成２３年度予算額（移管される業務に係る経費と移管される業務に係る旧雇用・能力開発機構経費との合計額）と比較し、人件費で１％程度、人件費以外の一般管理費で８％程度の額を削減すること。 （２）人件費 総人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成１８年法律第４７号）等に基づき、役職員に係る人件費の総額について、平成１８年度以降の５年間で、平成１７年度を基準とする削減を引き続き着実に実施すること。さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針２００６」（平成１８年７月７日閣議決定）を踏まえ、人件費改革を平成２３年度まで継続すること。 また、機構の給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、これを維持す	4 業務運営の効率化に伴う経費節減 （１）一般管理費及び退職金共済事業経費 運営費交付金を充当する、一般管理費（退職手当は除く。）及び退職金共済事業経費については、効率的な利用に努め、中期目標の最終年度までに、平成１９年度予算額に比べて１８％以上の削減を行う。旧雇用・能力開発機構から移管される業務に係る経費のうち、運営費交付金を充当する一般管理費（退職手当を除く。）については、効率的な利用に努め、平成２３年度予算額（移管される業務に係る経費と移管される業務に係る旧雇用・能力開発機構経費との合計額）と比較し、人件費で１％程度、人件費以外の一般管理費で８％程度の額を削減する。 （２）人件費 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成１８年法律第４７号）等に基づく平成１８年度からの５年間で５％以上を基本とする削減について、引き続き着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針２００６」（平成１８年７月７日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を平成２３年度まで継続する。 さらに、機構の給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、その検証結果や取組状況について公表するものとする。	4 業務運営の効率化に伴う経費節減 （１）一般管理費及び退職金共済事業経費 一般管理費及び退職金共済事業経費については、業務運営全体を通じて一層の効率化を図るとともに予算の適正な執行を行う。 （２）人件費 人件費については、平成１７年度を基準として６％以上の削減を行う。 併せて、機構の給与水準について検証を行う。	

る合理的な理由がない場合には、必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化にすみやかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表するものとする こと。 ① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。 ② 事務所の所在地における地域手当が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。 ③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。 ④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。		① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。 ② 事務所の所在地における地域手当が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。 ③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。 ④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。					
評価の視点等	評価項目 4 一般管理費及び退職金共済事業経費、人件費の節減	自己評価				評定	
評価の視点等（現行）		評価の視点等（案）				変更の理由等	
[数値目標] ・運営費交付金を充当する、一般管理費（退職手当は除く。）及び退職金共済事業経費については、中期目標の最終年度までに、平成 1 9 年度予算額に比べて 1 8 % 以上の削減を行うこと。		[数値目標] ・運営費交付金を充当する、一般管理費（退職手当は除く。）及び退職金共済事業経費については、中期目標の最終年度までに、平成 1 9 年度予算額に比べて 1 8 % 以上の削減を行うこと。 ・旧雇用・能力開発機構から移管される業務に係る経費のうち、 <u>運営費交付金を充当する一般管理費（退職手当を除く。）については、効率的な利用に努め、平成 2 3 年度予算額（移管される業務に係る経費と移管される業務に係る旧雇用・能力開発機構経費との合計額）と比較し、人件費で 1 % 程度、人件費以外の一般管理費で 8 % 程度の額を削減すること。</u>				・平成 2 3 年 9 月 2 8 日付け変更認可された中期計画に基づき新たに設定。	
・人件費については、平成 1 7 年度を基準として 6 % 以上の削減を行う。		・人件費については、平成 1 7 年度を基準として 6 % 以上の削減を行う。					

[評価の視点] ・事業費における冗費を点検し、その削減を図っているか。	[評価の視点] ・事業費における冗費を点検し、その削減を図っているか。	
・運営費交付金を充当する、一般管理費（退職手当は除く。）及び退職金共済事業経費について、効率的な利用が行われているか。（政・独委評価の視点事項と同様）	・運営費交付金を充当する、一般管理費（退職手当は除く。）及び退職金共済事業経費について、効率的な利用が行われているか。（政・独委評価の視点事項と同様）	
・国と異なる、又は法人独自の諸手当は、適切であるか。	・国と異なる、又は法人独自の諸手当は、適切であるか。	
・法定外福利費の支出は、適切であるか。	・法定外福利費の支出は、適切であるか。	
・国家公務員の再就職者のポストの見直しを図っているか。特に、役員ポストの公募や、平成２１年度末までに廃止するよう指導されている嘱託ポストの廃止等は適切に行われたか。	・国家公務員の再就職者のポストの見直しを図っているか。特に、役員ポストの公募や、平成２１年度末までに廃止するよう指導されている嘱託ポストの廃止等は適切に行われたか。	
・人件費改革について、平成２３年度における目標達成に向けた取組が適切に行われているか。	・人件費改革について、平成２３年度における目標達成に向けた取組が適切に行われているか。	
・給与水準が適正に設定されているか（特に、給与水準が対国家公務員指数１００を上回る場合にはその適切性を厳格に検証し、給与水準を設定しているか。）	・給与水準が適正に設定されているか（特に、給与水準が対国家公務員指数１００を上回る場合にはその適切性を厳格に検証し、給与水準を設定しているか。）	
・国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損金のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関する法人の検証状況をチェックしているか。（政・独委評価の視点）	・国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損金のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関する法人の検証状況をチェックしているか。（政・独委評価の視点）	
・法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われているか。（政・独委評価の視点）	・法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われているか。（政・独委評価の視点）	

（評価項目４）

中 期 目 標		中 期 計 画		平成 2 3 事業年度計画		平成 2 3 事業年度業務実績								
（３）随意契約の見直しについて 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進すること。 ① 「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。 ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に、企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。 ③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。		（３）随意契約の見直しについて 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。 ① 機構が策定した「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。 ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に、企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。 ③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。		（３）随意契約の見直しについて 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。 ① 国における状況等を踏まえて取組状況を検証し、機構が新たに策定する「随意契約等見直し計画」を公表するとともに取組を着実に実施する。 ② ①に基づき一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に、企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。 ③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックができるよう必要な情報提供を行う。										
評価の視点等		評価項目 5 随意契約の見直しについて		自己評価							評価			
評価の視点等（現行）				評価の視点等（案）					変更の理由等					
[数値目標] ー				[数値目標] ー										
[評価の視点] ・「随意契約見直し計画」に基づく取組が着実に実施されているか。（政・独委評価の視点事項と同様）				[評価の視点] ・「随意契約見直し計画」に基づく取組が着実に実施されているか。（政・独委評価の視点事項と同様）										
・契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等の適切性等、必要な評価が行われているか。（政・独委評価の視点）				・契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等の適切性等、必要な評価が行われているか。（政・独委評価の視点）										
・契約に係る規程類が適切に整備されているか。（政・独委評価の視点事項と同様）				・契約に係る規程類が適切に整備されているか。（政・独委評価の視点事項と同様）										
・企画競争・公募による契約について、競争性・透明性が確保されているか。（政・独委評価の視点事項と同様）				・企画競争・公募による契約について、競争性・透明性が確保されているか。（政・独委評価の視点事項と同様）										

・ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けているか。	・ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けているか。	
・ 契約監視委員会での見直し・点検は適切に行われたか。	・ 契約監視委員会での見直し・点検は適切に行われたか。	

(評価項目 5)

中 期 目 標	中 期 計 画	平成 2 3 事業年度計画	平成 2 3 事業年度業務実績
第 3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 通則法第 2 9 条第 2 項第 3 号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。 I 退職金共済事業 1 確実な退職金支給のための取組 機構は、現在行っている業務について、共済契約者及び被共済者（以下「加入者」という。）の視点に立ち、以下のサービス向上を行うこと。また、毎年度、進捗状況の厳格な評価及び成果の検証を行い、取組の見直しを行うこと。 （１）一般の中小企業退職金共済事業 ① 今後の確実な支給に向けた取組 未請求退職金の発生防止の観点から、 ・加入時に、被共済者に対し、加入したことを通知すること ・退職後、一定期間退職金が未請求である者に対し、請求を促すこと 等の取組を積極的に行うことにより、請求権が発生した年度における退職者数に対する当該年度から 2 年経過後の未請求者数の比率を中期目標期間の最終年度（平成 2 4 年度）までに、1 %程度とすること。	第 2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 I 退職金共済事業 1 確実な退職金支給のための取組 厚生労働省の協力を得つつ、以下の取組を着実に実施することにより、請求権が発生した年度における退職者数に対する、当該年度から 2 年経過後の未請求者数の比率を最終的に 1 %程度とすることを目標とし、中期目標期間の最終年度（平成 2 4 年度）においてもその達成を図る。 イ 新たな未請求退職金の発生を防止するための対策 従業員に対して、一般の中小企業退職金共済（以下「中退共」という。）事業に加入していることの認識を深めること及び未請求者に請求を促す	第 2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 I 退職金共済事業 1 確実な退職金支給のための取組 （１）一般の中小企業退職金共済事業における退職金未請求者に対する取組 イ 新たな未請求退職金の発生を防止するための対策 従業員に対して、中退共事業に加入していることの認識を深めること及び未請求者に請求を促すため、平成 2 3 年度においては、以下の取組を	

	ため、以下の取組を行う。 i) 加入時に事業主を通じて、中退共事業に加入したことを被共済者宛に通知する ii) 退職後 3 か月経過しても未請求者のいる対象事業所に対して、事業主から請求を促す要請通知を行う。 iii) 前記 ii) の通知から 3 か月経過しても未請求者のいる対象事業所に対して、当該被共済者の住所等の情報提供を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請する。 iv) 前記 i) ～ iii) の取組について、毎年度、成果の検証を行い、取組の見直しを行う。 なお、退職時の被共済者の住所の把握について、業務・システム最適化計画の進捗状況等を踏まえつつ、平成 23 年度末までの実施を検討する。	実施する。 i) 事業主を通じて、新規及び追加加入の被共済者に対し、中退共事業に加入したことを通知するとともに、既加入の被共済者に対しては、加入状況をお知らせする。 ii) 退職後 3 か月経過しても未請求者のいる対象事業所に対して、当該被共済者の住所等の情報提供を依頼する。入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続きを要請する。 iii) 前記 i) 及び ii) の取組について成果の検証を行い、必要に応じ対応を検討する。 なお、退職時の被共済者の住所の把握については、平成 24 年度より退職金共済手帳の「被共済者退職届」に被共済者住所記入欄を設けて実施するため、システム改修を行い、平成 23 年度末までに共済契約者へ退職金共済手帳の一斉更新を完了する。	
② 既に退職後 5 年を超えた未請求者に対する取組 既に退職後 5 年以上を経過した未請求の退職金については、すべての未請求退職者の住所等連絡先の把握に計画的に取り組み、本人に直接退職金の請求を促すことにより、中期目標期間内に未請求退職金を縮減すること。	ロ 累積した未請求退職金を縮減するための対策 未請求者のいる対象事業所に対して、順次、未請求者の住所等の情報提供を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請する。	ロ 累積した未請求退職金を縮減するための対策 引き続き、退職後 5 年以上を経過した未請求者のいる対象事業所に対して、未請求者の住所等の情報提供を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請する。	

③ 加入者への周知広報 これまでの周知広報を見直し、あらゆる機会を通じて未請求者縮減のための効果的な周知広報を行うこと。		ハ 周知の徹底等 i) ホームページに中退共事業加入の事業所名を検索できるシステムを構築し、被共済者等が自ら加入事業所を調べることを可能とする。過去に中退共事業に加入していた事業所についても、未請求者がいる事業所名をホームページに掲載する。 ii) ホームページに未請求に 関しての注意喚起文を、年間を通して掲載する。 iii) その他あらゆる機会を通じた注意喚起をこれまで以上に 行う。 ニ 調査、分析 加入事業所及び被共済者に対する調査の実施等により、未請求原因の分析を行い、その結果をその後の対応策に反映させる。		ハ 周知の徹底等 i) ホームページの中退共事業加入の事業所名検索システムについて、平成22年5月から12月までの新規加入事業所分を追加掲載する（6月予定）。 また、平成23年1月より、新たな新規契約申込書に設けた「ホームページへの事業所名掲載可否」欄の回答を集計し、順次掲載する。併せて、平成23年度末までに掲載用データ作成システムの構築を行う。 ii) ホームページに未請求に 関しての注意喚起文を、年間を通して掲載する。 iii) その他あらゆる機会を通じた注意喚起について検討を行う。 ニ 調査、分析 平成22年度までに行った未請求対策による効果の検証、加入事業所及び被共済者に対する調査結果等により未請求原因の分析を行い、その後の対応策に反映させる。						
		評価の視点等	評価項目 6 中退共事業における退職金未請求者に対する取組	自己評価			評価		変更の理由等	
		評価の視点等（現行）		評価の視点等（案）						
		[数値目標]		[数値目標]						
[評価の視点]		[評価の視点]								
[数値目標]		[数値目標]								
[評価の視点]		[評価の視点]								

・新たな未請求退職金の発生防止について、取組を着実に実施しているか。	・新たな未請求退職金の発生防止について、取組を着実に実施しているか。	
・累積した未請求退職金について、取組を着実に実施しているか。	・累積した未請求退職金について、取組を着実に実施しているか。	
・未請求者縮減のための周知が効果的に実施されているか。	・未請求者縮減のための周知が効果的に実施されているか。	
・調査・分析を行い、それを踏まえた対応策が実施されているか。	・調査・分析を行い、それを踏まえた対応策が実施されているか。	

（評価項目 6）

中 期 目 標	中 期 計 画	平成 2 3 事業年度計画	平成 2 3 事業年度業務実績
（２）特定業種退職金共済事業 ① 建設業退職金共済事業における共済手帳の長期未更新者への取組 ・共済手帳が長期未更新であって退職金の受給資格がある被共済者のうち、未調査分のすべてのものについて、住所等連絡先の把握に努め、受給資格がある旨等を直接本人に通知するなど、退職金の確実な支給のための取組の強化を図ること。 ・更新時等においても被共済者の住所を把握すること。 ・関係者への周知広報の在り方を見直すこと。	（２）特定業種退職金共済事業 ① 建設業退職金共済事業における共済手帳の長期未更新者への取組等 イ 長期未更新者への取組 i) 新規加入時に被共済者の住所を把握し、建退共事業に加入したことを本人に通知するとともに、把握した住所情報をデータベース化する（データベース化は平成16年度～19年度新規加入者分を含む。）。また、共済手帳に住所欄を設けて被共済者に記載させる。 ii) 共済手帳の更新時等においても被共済者の住所を把握し、その情報をデータベース化する。 iii) 過去3年間共済手帳の更新のない被共済者に対する長期未更新者調査により、その住所の把握に努め、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう要請する。 iv) これまでの長期未更新者調査において対象とならなかった被共済者について、前記iii)と同様の措置を講ずる。 v) 事業主団体の広報誌、現場事務所のポスター等により、被共済者に退職金の請求に関する問い合わせを呼びかける。 vi) 被共済者重複チェックシステムの活用により、退職金の支払時に名寄せを行	（２）特定業種退職金共済事業 ① 建設業退職金共済事業における共済手帳の長期未更新者への取組等 イ 長期未更新者への取組 i) 新規加入時に被共済者の住所を把握し、建退共事業に加入したことを本人に通知するとともに、把握した住所情報をデータベース化する。また、共済手帳に住所欄を設けて被共済者に記載をお願いする。 ii) 共済手帳の更新時等においても被共済者の住所を把握し、その情報をデータベース化する。 iii) 過去3年間共済手帳の更新のない被共済者に対する長期未更新者調査により、その住所の把握に努め、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう要請する。 iv) 事業主団体の広報誌、現場事務所のポスター等により、被共済者に退職金の請求に関する問い合わせを呼びかける。 v) 被共済者重複チェックシステムの活用により、退職金の支払時に名寄せを行	

② 建設業退職金共済事業における共済証紙の適正な貼付に向けた取組 ・共済契約者への手帳更新等の要請及び受払簿の厳格な審査等を通じた指導等により就労日数に応じた貼付のための取組を促進すること。 ・中期目標期間の最終年度までに、共済証紙の販売額の累計と貼付確認額の累計の差額を、前中期目標期間の終了時から１３０億円程度減少させること。あわせて、共済証紙の貼付状況等に関して把握し、取組の充実を図ること。	い、退職金の支払い漏れを防止する。 vii) ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。	い、退職金の支払い漏れを防止する。 vi) ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。 vi) 全共済契約者に対し、被共済者の退職時等に清酒製造業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請する。	
	ロ 共済証紙の適正な貼付に向けた取組 i) 就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付を図るため、過去２年間共済手帳の更新の手続をしていない共済契約者に対し共済手帳の更新など適切な措置をとるよう要請する。 ii) 加入履行証明書発行の際の共済手帳及び共済証紙の受払簿を厳格に審査すること等を通じ、就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付をするよう共済契約者に対して指導を徹底する。 iii) 前記 i)、ii) の取組等により、中期目標期間の最終年度までに、共済証紙の販売額の累計と貼付確認額の累計の差額を、前中期目標期間の終了時から１３０億円程度減少させる。 iv) 実態調査等を通じて共済証紙の貼付状況等に関して把握する。	ロ 共済証紙の適正な貼付に向けた取組 i) 就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付を図るため、過去２年間共済手帳の更新の手続をしていない共済契約者に対し共済手帳の更新など適切な措置をとるよう要請する。 ii) 加入履行証明書発行の際の共済手帳及び共済証紙の受払簿を厳格に審査すること等を通じ、就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付をするよう共済契約者に対して指導を徹底する。 iii) 各種説明会、加入履行証明書発行等の機会をとらえ、共済手帳及び共済証紙の受払簿の普及を図るとともに、正確な記載を行うよう要請する。	
③ 清酒製造業退職金共済事業	② 清酒製造業退職金共済事業	② 清酒製造業退職金共済事業	

及び林業退職金共済事業における共済手帳の長期未更新者への取組	における共済手帳の長期未更新者への取組	における共済手帳の長期未更新者への取組	
・ 共済手帳が長期未更新であって退職金の受給資格があるすべての被共済者について、住所等連絡先の把握に努め、受給資格がある旨等を直接本人に通知するなど、退職金の確実な支給のための取組の強化を図ること。 ・ 更新時等においても被共済者の住所を把握すること。 ・ 関係者への周知広報の在り方を見直すこと。	i) 新規加入時に被共済者の住所を把握し、清酒製造業退職金共済（以下「清退共」という。）事業に加入したことを本人に通知するとともに、把握した住所情報をデータベース化する。また、共済手帳に住所欄を設けて被共済者に記載させる。 ii) 共済手帳の更新時等においても被共済者の住所を把握し、その情報をデータベース化する。 iii) 過去３年以上共済手帳の更新がなく、かつ、２４月以上の掛金納付実績を有する被共済者に対する長期未更新者調査により、その住所の把握に努め、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請する。 iv) 前記iii)によっても当該被共済者の住所等が把握できなかった場合には、加入時の住所を基に、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請する。 v) ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。	i) 新規加入時に被共済者の住所を把握し、清酒製造業退職金共済（以下「清退共」という。）事業に加入したことを本人に通知するとともに、把握した住所情報をデータベース化する。また、被共済者に共済手帳の住所欄の記載をお願いする。 ii) 共済手帳の更新時等においても被共済者の住所を把握し、その情報をデータベース化する。 iii) 過去３年以上共済手帳の更新がなく、かつ、２４月以上の掛金納付実績を有する被共済者に対する長期未更新者調査により、その住所の把握に努め、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請する。 また、未回答の共済契約者に対し、電話による情報提供の依頼を行い、把握した住所情報をデータベース化する。 なお、本調査を実施する際には、関係業界団体に対し、協力を要請する。 iv) 前記iii)によっても当該被共済者の住所等が把握できなかった場合には、加入時の住所を基に、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請する。 v) ホームページ、業界紙及びポスター等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。	

	③ 林業退職金共済事業における共済手帳の長期未更新者への取組 i) 新規加入時に被共済者の住所を把握し、林業退職金共済（以下「林退共」という。）事業に加入したことを本人に通知するとともに、把握した住所情報をデータベース化する。また、共済手帳に住所欄を設けて被共済者に記載させる。 ii) 共済手帳の更新時等においても被共済者の住所を把握し、その情報をデータベース化する。 iii) 過去３年以上共済手帳の更新がなく、かつ、２４月以上の掛金納付実績を有する被共済者に対する長期未更新者調査により、その住所の把握に努め、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請する。 iv) 前記 iii) によっても当該被共済者の住所等が把握できなかった場合には、既に共済契約者を通じて入手した住所を基に、共済手帳の	vi) 全共済契約者に対し、被共済者の退職時等に清酒製造業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請する。 ③ 林業退職金共済事業における共済手帳の長期未更新者への取組 i) 新規加入時に被共済者の住所を把握し、林業退職金共済（以下「林退共」という。）事業に加入したことを本人に通知するとともに、把握した住所情報をデータベース化する。また、被共済者に共済手帳の住所欄の記載をお願いする。 ii) 共済手帳の更新時等においても被共済者の住所を把握し、その情報をデータベース化する。 iii) 過去３年以上共済手帳の更新がなく、かつ、２４月以上の掛金納付実績を有する被共済者に対する長期未更新者調査により、その住所の把握に努め、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請する。また、未回答の共済契約者に対し、電話による情報提供の依頼を行い、把握した住所情報をデータベース化する。 なお、本調査を実施する際には、関係業界団体に対し、協力を要請する。 iv) 前記 iii) によっても当該被共済者の住所等が把握できなかった場合には、既に共済契約者を通じて入手した住所を基に、共済手帳の	
--	---	--	--

		更新、退職金の請求等の手 続を取るよう要請する。 v) ホームページ等を活用し、 共済手帳の更新、退職金の 請求等の手続を行うよう注 意喚起を行う。	更新、退職金の請求等の手 続を取るよう要請する。 v) ホームページ、事業主団 体の広報誌及びポスターな どを活用し、共済手帳の更 新、退職金の請求等の手続 を行うよう注意喚起を行 う。 vi) 全共済契約者に対し、被 共済者の退職時等に林業か らの引退の意思の有無を確 認し、引退の意思を有する 場合には退職金の請求を指 導するよう要請する。				
評価の視点等	評価項目 7 特定業種退職金共済 事業における長期未更新者への 取組	自己評価			評定		
評価の視点等（現行）		評価の視点等（案）			変更の理由等		
[数値目標] ・共済証紙の販売額の累計と貼付確認額の累計の差額 を前中期目標期間の終了時から 1 3 0 億円程度 減少させること。あわせて、共済証紙の貼付状況 等に関して把握し、取組の充実を図ること。		[数値目標] ・共済証紙の販売額の累計と貼付確認額の累計の差額を前中期目標期間の 終了時から 1 3 0 億円程度減少させること。あわせて、共済証紙の貼 付状況等に関して把握し、取組の充実を図ること。					
[評価の視点] ・共済手帳の長期未更新者への個別の要請等の取組を 着実に実施しているか。		[評価の視点] ・共済手帳の長期未更新者への個別の要請等の取組を着実に実施している か。					
・関係者に対する周知等が効果的に実施されている か。		・関係者に対する周知等が効果的に実施されているか。					
・建退共事業において共済契約者への要請等により、 共済証紙の適切な貼付を行うための取組が実施さ れているか。		・建退共事業において共済契約者への要請等により、共済証紙の適切な貼 付を行うための取組が実施されているか。					

（評価項目 7）

中 期 目 標	中 期 計 画	平成 2 3 事業年度計画	平成 2 3 事業年度業務実績
2 サービスの向上 （１）業務処理の迅速化 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、業務・システム最適化計画実施に併せ、4事業本部一体となり処理期間を短縮すること。	2 サービスの向上 （１）業務処理の簡素化・迅速化 ① 加入者が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じ改善計画を策定するとともに、適宜その見直しを行う。 ② 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、業務・システム最適化計画の実施に併せ、以下のとおり退職金等支給に係る処理期間の短縮等を行う。 i）中退共事業においては、引き続き受付から25日以内（退職月の掛金の納付が確認されるまでの期間は支払処理期間から除く。）に支払う。 ii）建退共事業においては、引き続き受付から30日以内に支払う。 iii）清退共事業及び林退共事業においては、受付から30日以内に支払う。 現行の退職金等支給に係る処理期間は以下のとおりである。 i）中退共事業においては25日以内。 ii）建退共事業においては30日以内。	2 サービスの向上 （１）業務処理の簡素化・迅速化 ① 機構が作成した「事務処理等の改善計画」に基づき、加入者が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る。また、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて同計画の見直しを行う。さらに業務改善等に関して職員から幅広い意見を求める。 ② 契約及び退職金給付に当たり、引き続き厳正な審査を実施するとともに、以下の処理期間内に退職金給付を行う。 i）中退共事業においては、受付から25日以内（退職月の掛金の納付が確認されるまでの期間は支払処理期間から除く。）。 ii）建退共事業、清退共事業及び林退共事業においては、受付から30日以内。	

		iii) 清退共事業及び林退共事業においては 3 9 日以内。				
評価の視点等	評価項目 8 業務処理の簡素化・迅速化	自己評価			評定	
評価の視点等（現行）		評価の視点等（案）			変更の理由等	
[数値目標] ・中退共事業においては、受付から 2 5 日以内。 ・建退共事業、清退共事業及び林退共事業においては、受付から 3 0 日以内。		[数値目標] ・中退共事業においては、受付から 2 5 日以内。 ・建退共事業、清退共事業及び林退共事業においては、受付から 3 0 日以内。				
[評価の視点] ・加入者が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要な措置を講じているか。		[評価の視点] ・加入者が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要な措置を講じているか。				
・職員等の提案を受けながら、業務改善の取組を適切に講じているか。		・職員等の提案を受けながら、業務改善の取組を適切に講じているか。				
・「業務・システム最適化計画」の実施に併せ、退職金支給に係る処理期間の短縮が行われているか。		・「業務・システム最適化計画」の実施に併せ、退職金支給に係る処理期間の短縮が行われているか。				

（評価項目 8）

中 期 目 標		中 期 計 画	平成 2 3 事業年度計画		平成 2 3 事業年度業務実績		
（２）情報提供の充実、加入者の照会・要望等への適切な対応等 これまでの加入者の照会・要望等への対応に係る取組に加え、相談者の満足度を調査し、その結果を相談業務に反映させることにより、相談業務の質を向上させること。 また、共済契約者等からの相談については、回答の標準化によりホームページ等を活用し、被共済者が直接情報を入手できるような仕組みを検討するとともに、個別の相談業務については、引き続き電話により行うなどサービス向上を図ること。		（２）情報提供の充実、加入者の照会・要望等への適切な対応等 ① 共済契約者等からの諸手続の方法に関する照会・要望等をホームページ上のＱ＆Ａに反映するなど回答の標準化等を図り、また、ホームページを活用し、被共済者が直接情報を入手できるような仕組みを検討するとともに、個別の相談業務については、引き続き電話により行うなどサービス向上を図る。 ② 相談業務については、相談者の満足度を調査し、その結果を相談業務に反映させることにより、相談業務の質を向上させる。また、対応の基本、実際の対応例等を定めた応答マニュアルを見直し、懇切丁寧な対応を徹底する。 ③ 共済契約者等に対する機関誌等を縮減し、ホームページによる共済契約者及び被共済者に対する情報提供の充実を図る。	（２）情報提供の充実、加入者の照会・要望等への適切な対応等 ① 共済契約者等からの諸手続の方法に関する照会・要望等を引き続きホームページ上のＱ＆Ａ等に反映するなど回答の標準化等を図る。また、ホームページを活用し、被共済者が直接情報を入手できるように、加入事業所情報を掲載する。個別の相談業務については、引き続き電話等により行うなどサービス向上を図る。 なお、平成 2 5 年度移行の中退共事業の相談コーナーの縮小に備え、現在稼働中のコールセンターの拡充を検討する。 ② 相談業務については、相談者の満足度を調査し、その結果を相談業務に反映させることにより、更なる相談業務の質を向上させる。また、対応の基本、実際の対応例等を定めた応答マニュアルを見直し、お客様からの相談案件について、対応の正確性と懇切丁寧な対応を徹底する。 ③ ホームページ等による共済契約者及び被共済者に対する情報提供の充実を図る。 ④ ホームページを活用した機構の組織、業務、資産運用及び財務に関する情報を公開するとともに、閲覧者の使いやすさの観点から、適時更新し、最新の情報を迅速に分かりやすく提供する。				
評価の視点等	評価項目 9 情報提供の充実等	自己評価			評価		

評価の視点等（現行）	評価の視点等（案）	変更の理由等
[数値目標] ・第一期中期目標最終年度（１９年度）と比べてホームページアクセス件数が１０％以上増加しているか。	[数値目標] ・第一期中期目標最終年度（１９年度）と比べてホームページアクセス件数が１０％以上増加しているか。	
[評価の視点] ・ホームページの活用による情報提供の充実に向けた取組が実施されているか。	[評価の視点] ・ホームページの活用による情報提供の充実に向けた取組が実施されているか。	
・共済契約者等からの要望苦情に対して分析対応など業務改善の取組を適切に講じているか。	・共済契約者等からの要望苦情に対して分析対応など業務改善の取組を適切に講じているか。	
・相談業務における加入者の照会・要望等への適切な対応に向けた取組が実施されているか。	・相談業務における加入者の照会・要望等への適切な対応に向けた取組が実施されているか。	

（評価項目９）

中 期 目 標		中 期 計 画		平成 2 3 事業年度計画		平成 2 3 事業年度業務実績		
（３）積極的な情報の収集及び活用 加入者の要望、統計等の各種情報を整理するとともに、実態調査等により積極的な情報を収集し、当該情報を退職金共済事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図ること。		（３）積極的な情報の収集及び活用 ① 中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取する場を設けて、聴取した意見を踏まえてニーズに即した業務運営を行う。 ② 毎月の各退職金共済事業への加入状況、退職金支払状況等に関する統計を整備するとともに、民間企業における退職金制度の現状、将来の退職金制度の在り方、機構が運営する退職金共済事業に対する要望・意見等を随時調査し、これらの統計及び調査の結果を退職金共済事業運営に反映させる。		（３）積極的な情報の収集及び活用 ① 中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者で構成する「参与会」を２回以上開催し、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取する。聴取した意見等を踏まえてニーズに即した業務運営を行う。 ② 引き続き、毎月の各退職金共済事業への加入状況、退職金支払い状況に関する統計資料を、ホームページに掲載する。 ③ 中退共事業においては、民間企業における退職金制度の現状、将来の退職金制度のあり方、機構が運営する退職金共済事業に対する要望・意見等を調査し、これらの統計及び調査の結果を退職金共済事業運営に反映させる。				
評価の視点等	評価項目 1 0 積極的な情報の収集及び活用	自己評価				評定		
評価の視点等（現行）		評価の視点等（案）				変更の理由等		
[数値目標] ー		[数値目標] ー						
[評価の視点] ・関係団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取し、ニーズに即した業務運営を行っているか。		[評価の視点] ・関係団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取し、ニーズに即した業務運営を行っているか。						
・各退職金共済事業に関する統計・調査の結果を事業運営に反映させているか。		・各退職金共済事業に関する統計・調査の結果を事業運営に反映させているか。						

中 期 目 標	中 期 計 画	平成 2 3 事業年度計画	平成 2 3 事業年度業務実績
3 加入促進対策の効果的实施 中小企業退職金共済事業における加入状況、財務内容及び各事業に対応する産業・雇用状況を勘案して、当該制度の新規加入者数（新たに被共済者となったものの数をいう。）の目標を定め、これを達成するため、中小企業退職金共済事業への加入促進対策を効果的に実施すること。	3 加入促進対策の効果的实施 （１）加入目標数 中退共、建退共、清退共、林退共の各事業の最近における加入状況、財務内容及び各事業に対応する産業・雇用状況を勘案して、中期目標期間中に新たに各事業に加入する被共済者数の目標を次のように定める。 ① 中退共事業においては 1,943,000 人 ② 建退共事業においては 640,000 人 ③ 清退共事業においては 750 人 ④ 林退共事業においては 11,500 人 合計 2,595,250 人 （２） 加入促進対策の実施 上記の目標を達成するため、関係官公庁及び関係事業主団体等との連携の下に、以下の加入促進対策を効果的に実施する。 なお、各退職金共済事業への加入促進対策の実施に当たっては、相互に連携して行うこととする。 ① 広報資料等による周知広報活動 イ 制度内容・加入手続等を掲載したパンフレット・ポスター及び制度紹介用動画等の広報資料を配布するとともに、	3 加入促進対策の効果的实施 （１）加入目標数 平成 2 3 年度における新たに各退職金共済事業に加入する被共済者数の目標を、次のように定める。 ① 中退共事業においては 405,600 人 ② 建退共事業においては 124,000 人 ③ 清退共事業においては 140 人 ④ 林退共事業においては 2,300 人 合計 532,040 人 （２）加入促進対策の実施 中期計画における加入目標を達成するため、関係官公庁及び関係事業主団体等との連携の下に、以下の加入促進対策を費用対効果を踏まえ実施する。なお、各退職金共済事業への加入促進対策の実施に当たっては、相互に連携して行うこととする。また、必要に応じて理事長をはじめとする役職員等が、関係官公庁及び関係事業主団体等を訪問し、退職金共済制度の周知広報や加入勧奨への協力を依頼する。 ① 広報資料等による周知広報活動 イ 制度内容・加入手続等を掲載したパンフレット・ポスター等の広報資料を作成し、機構（各本部、支部、相談コーナ	

	ホームページ等を活用した退職金共済制度の周知広報を実施する。 ロ 関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼する。 ハ 新聞等のマスメディアを活用した広報を実施する。 ニ 工事発注者の協力を得て、受注事業者による「建退共現場標識」掲示の徹底を図り、事業主及び建設労働者への制度普及を行う。 ② 個別事業主に対する加入勧奨等 イ 機構が委嘱した相談員、普及推進員等により、各種相談等に対応するとともに、個別事業主に対する加入勧奨を行う。特に中退共事業においては、普及推進員の業務において新規加入促進への重点化を図る。 ロ 中退共事業においては、今	一等)に備え付けて配布することにより、退職金共済制度の周知広報を実施するとともに、ホームページにおいて、制度内容、加入手続等の情報を提供し、退職金共済制度の周知広報を実施する。 また、中退共事業及び建退共事業においては、制度紹介用動画をホームページ上で配信する。 ロ 関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備付け、ポスターの掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等へ退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼する。 また、建退共事業においては、関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、制度紹介用動画を配布する。 ハ 10月の加入促進強化月間を中心に、新聞等のマスメディアを活用した広報を実施する。 ニ 建退共事業においては、工事発注者の協力を得て、受注事業者による「建退共現場標識」掲示の徹底を図り、事業主及び建設労働者への制度普及を行う。 ② 個別事業主に対する加入勧奨等 イ 機構が委嘱した相談員、普及推進員等により、各種相談等に対応するとともに、個別事業主に対する加入勧奨を行う。特に中退共事業においては、普及推進員の業務において新規加入促進への重点化を図る。 ロ 中退共事業においては、サ	
--	--	---	--

	後とも高い成長が見込まれる分野の業種等に対する加入促進に重点をおいた対策を行う。 ハ 機構から中退共事業への加入促進業務を受託した事業主団体等による個別事業主に対する加入促進を行う。特に企業の雇用管理に密接な関係を有する社会保険労務士会等の団体との連携を強化するとともに、委託先の拡大に努める。また、既加入事業主に対し、文書等により追加加入促進を定期的に行う。 ニ 関係事業主団体、工事発注者、元請事業者等の協力を得て、建退共事業の未加入の事業主に対する加入勧奨を行うとともに、既加入事業主に対し、追加加入勧奨を行う。 ホ 清退共事業及び林退共事業においては、対象となる期間雇用者数が減少傾向で推移し	ービス業など、重点分野を絞った加入促進対策を検討し実施する。 ハ 機構から中退共事業への加入促進業務を受託した事業主団体等による個別事業主に対する加入促進を行うほか、以下の取組を行う。また、既加入事業主に対して、年度を通じ一定期間追加申込みのない事業主に対して追加加入促進を実施する。 i) 社会保険労務士会等の業務委託団体を訪問し連携を強化するとともに、更なる復託先の拡大を依頼するなどの働きかけを行う。 ii) 関係官公庁及び社会保険労務士会等の団体が事業主等向けに開催する各種会議・セミナー等での制度説明及び制度紹介用動画の活用を依頼する。 iii) 事業所訪問による無料相談の対象地域において訪問活動を実施し、併せて未加入事業所を対象として機構主催の制度説明会を開催する。また、制度説明会参加事業所については、その後のフォローアップを行う。 ニ 建退共事業においては、関係事業主団体、工事発注者、元請事業者等の協力を得て、建退共事業の未加入の事業主に対する個別訪問やダイレクトメールによる加入勧奨を行うとともに、既加入事業主に対し、追加加入勧奨を行う。 ホ 清退共事業においては、 i) 既加入事業主に対し、新規雇用労働者の事業加入を	
--	--	---	--

	ていること等から、既加入事業主に対し、新規雇用労働者の事業加入を確実にを行うよう、毎年度、文書等による加入勧奨を行う。 ③ 各種会議、研修会等における加入勧奨等 関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行う。	確実にを行うよう、文書等による加入勧奨を行う。 ii) 国税局が公表する酒類製造業免許の新規取得者のうち、未加入事業主に対し、加入勧奨を行う。 へ 林退共事業においては、 i) 既加入事業主に対し、新規雇用労働者の事業加入を確実にを行うよう、文書等による加入勧奨を行う。 ii) 関係事業主団体の名簿により、未加入事業主に対し、加入勧奨を行う。 ③ 各種会議、研修会等における加入勧奨等 〈中退共事業〉 i) 厚生労働省及び都道府県労働局が開催する各種会議等で、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行う。 ii) 都道府県及び市区町村が開催する各種会議等で、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行う。 iii) 中小企業事業主団体、関係業界団体等が開催する各種会議等で、制度の周知広報を要請する。 iv) 中小企業庁及び独立行政法人中小企業基盤整備機構等が開催する、ベンチャー企業・新規創業企業等を対象としたイベント等へ参加する、または資料の備付けを依頼する等、制度の周知広報を行う。	
--	--	---	--

	④ 集中的な加入促進対策の実施 厚生労働省の協力を得て、毎年度、加入促進強化月間を設定し、月間中、全国的な周知広報活動等を集中的に展開す	〈建退共事業〉 i) 地方公共団体が開催する建設業に係る公共事業の発注担当者会議において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨の要請を行う。 ii) 厚生労働省及び都道府県労働局が開催する各種会議等で制度の周知広報を要請する。 iii) 都道府県及び市区町村が開催する各種会議等で制度の周知広報を要請する。 iv) 中小企業事業主団体、関係業界団体等が開催する各種会議等で制度の周知広報を要請する。 〈清退共事業〉 i) 厚生労働省、都道府県労働局等が開催する各種会議等で制度の周知広報を要請する。 ii) 関係業界団体等が開催する各種会議等での制度の周知広報を要請する。 〈林退共事業〉 i) 厚生労働省、都道府県労働局等が開催する各種会議等で制度の周知広報を要請する。 ii) 関係業界団体等が開催する各種会議等での制度の周知広報を要請する。 ④ 集中的な加入促進対策の実施 イ 厚生労働省、国土交通省及び林野庁の協力を得て、10月を加入促進強化月間とし、月間中、次のような活動を行	
--	--	--	--

	る。	う。 i) ポスター、パンフレット等の広報資料の作成、配布 ii) 退職金共済制度の普及推進等に貢献のあった者に対する理事長表彰の実施 iii) 全国的な周知広報活動等の集中的展開 iv) 中退共事業においては、10月実施の加入促進強化月間をより効果的なものとするため、6月をサブ月間と位置づけ、理事長をはじめ役員によるトップセールス及び関係機関に対する広報誌等への記事掲載依頼を行う。 ロ 各退職金共済事業の具体的な活動としては、次のとおり。 〈中退共事業〉 i) マスメディア等による広報、未加入事業所に対する個別訪問による加入促進の実施 ii) 未加入事業所を対象とした制度説明会の開催 〈建退共事業〉 i) 厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、「建設業退職金共済制度加入促進等連絡会議」の開催 ii) 未加入事業所を把握し、個別かつ効果的な加入勧奨の実施 iii) 個別企業を訪問し、下請事業主の加入指導及び事務受託の推進の依頼。併せて、専門工事業団体の協力を得て、未加入事業所に対する加入勧奨の実施	
--	----	--	--

	⑤ 適格退職年金からの移行促進 厚生労働省の協力を得て、適格退職年金から中退共事業への移行を促進するための周知広報を組織的に展開するとともに、適格退職年金を受託する機関との連携を更に強化する。	iv) 工事現場等で建退共事業への認識を高めるための労働者用リーフレットの備付・配布 v) 新聞等のマスメディアを活用した広報の実施 〈清退共事業〉 i) 酒造組合及び杜氏組合等の協力を得ることにより、杜氏、蔵人等の清酒製造業労働者のうち期間雇用者全員の加入促進と共済証紙の貼付徹底 ii) 日本酒造組合中央会等関係団体のホームページまたはその発行する広報誌等に、加入促進と履行確保に関する情報掲載の依頼 〈林退共事業〉 林業関係団体との連携強化を図り、林退共事業の周知徹底により、加入促進と履行の確保の実施 ⑤ 適格退職年金からの移行促進 厚生労働省の協力を得て、適格退職年金から中退共事業への移行を促進するため、周知広報を組織的に展開するとともに、適格退職年金を受託する機関との連携を更に強化するため、以下の取組を行う。 i) 受託機関等と連携しつつ事業所訪問等を実施 ii) 機構が主催する説明会申込事業所等に対するフォローアップ及び個別相談会を実施するとともに、必要に応じて移行説明会を実施	
--	--	--	--

		⑥ 他制度と連携した加入促進対策の実施 イ 独自に掛金の助成・補助制度を実施する地方公共団体等の拡大・充実に働きかける。 ロ 建設業等に係る公共事業発注機関に対し、受注事業者からの掛金収納書及び建退共加入履行証明書徴収の要請を行う。 ハ いわゆる「緑の雇用」の実施に当たり、林退共事業等への加入について事業主に指導するよう関係機関に要請を行う。	iii) ホームページやプレスリリース等を活用した情報提供 ⑥ 他制度と連携した加入促進対策の実施 イ 独自に掛金の助成・補助制度を実施する地方公共団体等の拡大・充実に働きかける。 ロ 建設業等に係る公共事業発注機関に対し、受注事業者からの掛金収納書及び建退共加入履行証明書徴収の要請を行う。 ハ いわゆる「緑の雇用」事業と連携した加入促進対策は以下のような活動を行う。 i) 平成20年度から実施している3年目研修（森林施業効率化研修）に合わせて、林退共事業への加入について関係機関から事業主に対して強力に指導するよう要請を行う。 ii) 実施状況を踏まえ、実施事業体の林退共事業加入状況を関係機関に提供し、加入指導の要請を行う。 iii) 実施事業体に対し、研修生及び研修修了者の林退共事業への加入勧奨を行う。 iv) 関係機関との連絡会議を開催するなど、連携強化を図る。				
評価の視点等	評価項目 1 1 加入促進対策の効果的实施	自己評価			評価		

評価の視点等（現行）	評価の視点等（案）	変更の理由等
[数値目標]新たに加入する被共済者目標数 ・ 中退共事業においては 405,600 人 建退共事業においては 124,000 人 清退共事業においては 140 人 林退共事業においては 2,300 人 合計 532,040 人	[数値目標]新たに加入する被共済者目標数 ・ 中退共事業においては 405,600 人 建退共事業においては 124,000 人 清退共事業においては 140 人 林退共事業においては 2,300 人 合計 532,040 人	
[評価の視点] ・ 加入目標数の達成に向けて着実に進展しているか。	[評価の視点] ・ 加入目標数の達成に向けて着実に進展しているか。	
・ 加入促進対策を効果的に実施しているか。	・ 加入促進対策を効果的に実施しているか。	

（評価項目 1 1）

中 期 目 標	中 期 計 画	平成 2 3 事業年度計画	平成 2 3 事業年度業務実績
Ⅱ 財産形成促進事業 (1) 融資業務について 融資業務の運営に当たっては、担当者の融資審査能力の向上や、国及び関係機関と連携を図ることにより、適正な貸付金利の設定等、勤労者の生活の安定・事業主の雇用管理の改善等に資する融資を実現すること。 (2) 周知について ① ホームページ及びパンフレットにおいて、制度内容、利用条件、相談・受付窓口等を公開し、各種情報の提供を充実させ、申請者である事業主の利便を図るのみならず、制度の恩恵を受けることとなる勤労者の利便を図ること。 また、財産形成促進事業に関するホームページのアクセス件数について、毎年度 1 4 万件以上を目指すこと。 ② 中小企業の勤労者の生活の安定及び事業主の雇用管理の改善に資する融資の利用促進を図るため、中小企業に対する情報提供の充実を図ること。	Ⅱ 財産形成促進事業 (1) 融資業務について 融資業務の運営に当たっては、担当者の融資審査能力の向上に努めるとともに、国及び関係機関と連携を図り、適正な貸付金利の設定等、勤労者の生活の安定・事業主の雇用管理の改善等に資する融資を実現する。 また、貸付決定に当たっては、財形取扱店において借入申込書を受理した日から 1 8 日以内に貸付決定する。 (2) 周知について ① ホームページ、パンフレット、申込みに係る手引等を作成することとし、その作成に当たっては、制度内容、利用条件、相談・受付窓口等を利用者の視点に立った分かりやすい表現とする。また、インターネットを通じた質問を受け付け、よくある質問については回答をホームページに公開するなど積極的に利用者の利便の向上と情報提供に努める。さらに、貸付金額、利用条件等の制度内容に変更があった場合は当該変更が確定した日から、7 日以内にホームページ等で公開する。 また、財産形成促進事業に関するホームページのアクセス件数について、毎年度 1 4 万件以上を目指す。 ② 退職金共済事業における共済契約者への情報提供や各種会議等の機会を捉え、財産形成促進事業の周知を併せて行うことにより、中小企業に対する情報提供の充実を図る。	Ⅱ 財産形成促進事業 (1) 融資業務について 融資業務の運営に当たっては、担当者の融資審査能力の向上に努めるとともに、国及び関係機関と連携を図り、適正な貸付金利の設定等、勤労者の生活の安定・事業主の雇用管理の改善等に資する融資を行う。 また、貸付決定に当たっては、財形取扱店において借入申込書を受理した日から 1 8 日以内に貸付決定する。 (2) 周知について ① 制度内容、利用条件、相談・受付窓口等を利用者の視点に立った分かりやすい表現で、ホームページ、パンフレット、申込みに係る手引等を作成する。 ② インターネットを通じた質問を受け付け、よくある質問については回答をホームページに公開する。 ③ 貸付金額、利用条件等の制度内容に変更があった場合は当該変更が確定した日から、7 日以内にホームページ等で公開する。 ④ 財産形成促進事業に関するホームページのアクセス件数について、7 万件以上を目指す。 ⑤ 中小企業に対する情報提供の充実に向け退職金共済事業における共済契約者への情報提供や各種会議等における財産形成促進事業の周知の方策について検討を行う。	

中 期 目 標		中 期 計 画		平成 2 2 事業年度計画		平成 2 3 事業年度業務実績		
第 4 財務内容の改善に関する事項 通則法第 2 9 条第 2 項第 4 号の財務内容に関する事項は、次のとおりとする。 I 退職金共済事業 1 累積欠損金の処理 累積欠損金が生じている中退共事業及び林退共事業においては、機構が平成 1 7 年 1 0 月に策定した「累積欠損金解消計画」を必要に応じて見直しつつ、同計画に沿った着実な累積欠損金の解消を図ること。		第 3 財務内容の改善に関する事項 I 退職金共済事業 1 累積欠損金の処理 累積欠損金が生じている中退共事業及び林退共事業においては、以下の観点から、機構が平成 1 7 年 1 0 月に策定した「累積欠損金解消計画」を必要に応じて見直しつつ、同計画に沿った着実な累積欠損金の解消を図る。 ① 健全な資産運用及び積極的な加入促進による収益の改善 ② 事務の効率化等による経費節減		第 3 財務内容の改善に関する事項 I 退職金共済事業 1 累積欠損金の処理 累積欠損金が生じている中退共事業及び林退共事業においては、以下の観点から、機構が平成 1 7 年 1 0 月に策定した「累積欠損金解消計画」を、必要に応じて見直しつつ、同計画に沿った着実な累積欠損金の解消を図る。 ① 健全な資産運用及び積極的な加入促進による収益の改善 ② 事務の効率化等による経費節減				
評価の視点等	評価項目 1 3 累積欠損金の処理		自己評価			評価		変更の理由等
評価の視点等（現行）			評価の視点等（案）					
[数値目標] ・累積解消計画の年度ごとの解消目安額中退 1 8 0 億円林退 9 2 百万円を達成しているか。			[数値目標] ・累積解消計画の年度ごとの解消目安額中退 1 8 0 億円林退 9 2 百万円を達成しているか。					
[評価の視点] ・健全な資産運用及び積極的な加入促進により、収益の改善が図られているか。			[評価の視点] ・健全な資産運用及び積極的な加入促進により、収益の改善が図られているか。					
・事務の効率化による経費節減が着実に実施されているか。			・事務の効率化による経費節減が着実に実施されているか。					

（評価項目 1 3）

中 期 目 標	中 期 計 画	平成 2 3 事業年度計画	平成 2 3 事業年度業務実績
2 健全な資産運用等 資産運用について、その健全性を確保するため、第三者による外部評価を徹底し、評価結果を事後の資産運用に反映させること。 また、経済情勢の変動に迅速に対応できるよう、資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握すること。	2 健全な資産運用等 ① 各退職金共済事業の資産運用については、資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき、安全かつ効率を基本として実施する。 ② 各退職金共済事業の資産運用の実績を的確に評価し、健全な資産運用を実施するため、外部の専門家から運用の基本方針に沿った資産運用が行われているかを中心に運用実績の評価を受け、評価結果を事後の資産運用に反映させる。 ③ 各退職金共済事業の資産運用結果その他の財務状況について、常時最新の情報の把握をし、経済・金利情勢に対応して各退職金共済事業の予定運用利回り改定の必要性に関する判断が可能となるよう、適宜、厚生労働省に提供する。	2 健全な資産運用等 ① 各退職金共済事業の資産運用については、資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき、安全かつ効率を基本として実施するとともに、基本ポートフォリオの検証を行い、必要に応じその見直しを行う。 また、中退共事業について、マネジャー・ストラクチャーの変更について検討を行い、必要に応じてその見直しを行う。 ② 各退職金共済事業の資産運用計画等が経済・金利情勢に対応しているか検討するため、役員及び資産運用担当職員で構成する「資産運用委員会」を四半期に1回以上開催し、最新の情報に基づき各退職金共済事業の資産運用結果等を分析するとともに、必要に応じその見直しを行う。 ③ 外部の専門家で構成する「資産運用評価委員会」に、平成22年度の運用結果について報告を行い、「資産運用の基本方針」に沿った資産運用が行われているかを中心に評価を受け、評価結果を事後の資産運用に反映させる。 ④ 各退職金共済事業の資産運用結果その他の財務状況について、常時最新の情報の把握をし、経済・金利情勢に対応して各退職金共済事業の予定運用利回り改定の必要性に関する判断が可能となるよう、少なくとも四半期に一回、厚生労働省に提供する。	

評価の視点等	評価項目 1 4 健全な資産運用等	自己評価			評価		
評価の視点等（現行）		評価の視点等（案）			変更の理由等		
[数値目標] ・各事業本部の委託運用について概ねベンチマークと同等以上のパフォーマンスが達成されたか。		[数値目標] ・各事業本部の委託運用について概ねベンチマークと同等以上のパフォーマンスが達成されたか。					
[評価の視点] ・資金の運用であって、時価又は為替相場の変動等の影響を受ける可能性があるものについて、次の事項が明らかにされているか。（ii については事前に明らかにされているか。） i 資金運用の実績 ii 資金運用の基本的方針（具体的な投資行動の意思決定主体、運用に係る主務大臣、法人、運用委託先間の責任分担の考え方等）、資産構成、運用実績を評価するための基準（以下「運用方針等」という。）（政・独委評価の視点）		[評価の視点] ・資金の運用であって、時価又は為替相場の変動等の影響を受ける可能性があるものについて、次の事項が明らかにされているか。（ii については事前に明らかにされているか。） i 資金運用の実績 ii 資金運用の基本的方針（具体的な投資行動の意思決定主体、運用に係る主務大臣、法人、運用委託先間の責任分担の考え方等）、資産構成、運用実績を評価するための基準（以下「運用方針等」という。）（政・独委評価の視点）					
・資金の性格、運用方針等の設定主体及び規定内容を踏まえて、法人の責任について十分に分析しているか。（政・独委評価の視点）		・資金の性格、運用方針等の設定主体及び規定内容を踏まえて、法人の責任について十分に分析しているか。（政・独委評価の視点）					
・「資産運用の基本方針」に基づいた安全かつ効率的な資産運用が実施されているか。		・「資産運用の基本方針」に基づいた安全かつ効率的な資産運用が実施されているか。					
・外部の専門家からの運用実績の評価結果を事後の資産運用に反映させているか。		・外部の専門家からの運用実績の評価結果を事後の資産運用に反映させているか。					
・各共済事業の資産運用結果その他の財務状況について、最新の情報を把握し、適宜厚生労働省に提供しているか。		・各共済事業の資産運用結果その他の財務状況について、最新の情報を把握し、適宜厚生労働省に提供しているか。					
・当期総利益（又は当期総損失）の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益（又は当期総損失）の発生要因の分析を行った上で、当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものかを検証し、業務運営に問題等があることが判明した場合には当該問題等を踏まえた評価が行われているか。（政・独委評価の視点）		・当期総利益（又は当期総損失）の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益（又は当期総損失）の発生要因の分析を行った上で、当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものかを検証し、業務運営に問題等があることが判明した場合には当該問題等を踏まえた評価が行われているか。（政・独委評価の視点）					
・利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないかについて評価が行われているか。（政・独委評価の視点）		・利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないかについて評価が行われているか。（政・独委評価の視点）					

[illegible]

中 期 目 標		中 期 計 画		平成 2 3 事業年度計画		平成 2 3 事業年度業務実績		
第 5 その他業務運営に関する重要事項		第 4 その他業務運営に関する事項		第 4 その他業務運営に関する事項				
（１）保有する資産について		（１）保有する資産について		（１）保有する資産について				
機構が保有する資産については、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、以下の措置を講ずること。		機構が保有する資産については、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、以下の措置を講ずるものとする。		なし				
① 退職金機構ビル及び同別館については、現在地に所在することが必要不可欠かどうかについて十分吟味し、移転の可能性等について、保有と賃貸のコスト比較による経済合理性及び投資不動産としてのメリット等を考慮の上、早急に検討を行うこと。		① 退職金機構ビル及び同別館については、現在地に所在することが必要不可欠かどうかについて十分吟味し、移転の可能性等について、中期目標期間中に、保有と賃貸のコスト比較による経済合理性及び投資不動産としてのメリット等を考慮の上、早急に検討を行う。						
② 松戸宿舍及び越谷宿舍については、建物調査の結果も踏まえつつ、早期に売却等の方向で検討を行うこと。		② 松戸宿舍及び越谷宿舍については、建物調査の結果も踏まえつつ、中期目標期間中のできるだけ早期に売却等の方向で検討する。						
（２）退職金共済事業と財産形成促進事業の連携について		（２）退職金共済事業と財産形成促進事業の連携について		（２）退職金共済事業と財産形成促進事業の連携について				
退職金共済事業と財産形成促進事業について、事務の効率化を図りつつ両事業の利用を促進するため、普及促進における両事業の連携を図ることとする。		退職金共済事業と財産形成促進事業の広報媒体を相互に活用するほか、両事業の関係機関等に対し、連携して制度の周知等を実施するなど効率的な広報活動を行う。		退職金共済事業と財産形成促進事業の広告媒体を相互に活用するほか、両事業の関係機関等に対し、リーフレット及びパンフレットを配布する等連携して制度の周知等を実施するなど効率的な広報活動の連携策について検討する。				
評価の視点等	評価項目 1 6 に関する事項	その他業務運営	自己評価			評価		
評価の視点等（現行）			評価の視点等（案）			変更の理由等		
[数値目標] ー			[数値目標] ー					

[評価の視点] ・退職金機構ビル及び同別館について、早急な検討が実施されているか。（政・独委評価の視点事項と同様）	[評価の視点] ・退職金機構ビル及び同別館について、早急な検討が実施されているか。（政・独委評価の視点事項と同様）	・平成２３年９月２８日付け変更認可された中期計画に基づき新たに設定。
・松戸宿舎及び越谷宿舎について、検討が実施されているか。	・松戸宿舎及び越谷宿舎について、検討が実施されているか。	
	・退職金共済事業と財産形成促進事業の広報媒体を相互に活用する等、事務の効率化を図りつつ、普及促進における両事業の連携を図っているか。	
・貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。（政・独委評価の視点）	・<u>廃止した共済融資</u>の貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。（政・独委評価の視点）	
・回収計画の実施状況についての評価が行われているか。評価に際し、i）貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii）計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。（政・独委評価の視点）	・<u>廃止した共済融資</u>の回収計画の実施状況についての評価が行われているか。評価に際し、i）貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii）計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。（政・独委評価の視点）	
・回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。（政・独委評価の視点）	・<u>廃止した共済融資</u>の回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。（政・独委評価の視点）	

（評価項目１６）

中 期 目 標	中 期 計 画	平成 2 3 事業年度計画	平成 2 3 事業年度業務実績
	第 5 予算、収支計画及び資金計画 1 予算 別紙（略） 2 収支計画 別紙（略） 3 資金計画 別紙（略）	第 5 予算、収支計画及び資金計画 1 予算 ① 機構総括 別紙－ 1 のとおり ② 中退共事業等勘定 別紙－ 2 のとおり ③ 建退共事業等勘定 別紙－ 3 のとおり ④ 清退共事業等勘定 別紙－ 4 のとおり ⑤ 林退共事業等勘定 別紙－ 5 のとおり ⑥ 財形勘定 別紙－ 6 のとおり ⑦ 雇用促進融資勘定 別紙－ 7 のとおり 2 収支計画 ① 機構総括 別紙－ 8 のとおり ② 中退共事業等勘定 別紙－ 9 のとおり ③ 建退共事業等勘定 別紙－ 1 0 のとおり ④ 清退共事業等勘定 別紙－ 1 1 のとおり ⑤ 林退共事業等勘定 別紙－ 1 2 のとおり ⑥ 財形勘定 別紙－ 1 3 のとおり ⑦ 雇用促進融資勘定 別紙－ 1 4 のとおり 3 資金計画 ① 機構総括 別紙－ 1 5 のとおり ② 中退共事業等勘定 別紙－ 1 6 のとおり ③ 建退共事業等勘定 別紙－ 1 7 のとおり ④ 清退共事業等勘定 別紙－ 1 8 のとおり	

	第6 短期借入金の限度額 1 資金不足に対応するための短期借入金 (1) 限度額 ① 中退共事業においては 20億円 ② 建退共事業においては 20億円 ③ 清退共事業においては 1億円 ④ 林退共事業においては 3億円 ⑤ 財形融資事業においては 2億円 ⑥ 雇用促進融資事業に おいては 0.2億円 (2) 想定される理由 ① 予定していた掛金等収入額の不足により、一時的に退職金等支払資金の支出超過が見込まれる場合に、支払いの遅延を回避するため。 ② 運営費交付金の受入の遅延等による資金不足に対応するため。 ③ 予定外の役職員等の退職者の発生に伴う退職手当の支給等の出費に対応するため。 2 財産形成促進事業において資金繰り上発生する資金の不足への対応 限度額428億円	⑤ 林退共事業等勘定 別紙－19のとおり ⑥ 財形勘定 別紙－20のとおり ⑦ 雇用促進融資勘定 別紙－21のとおり 第6 短期借入金の限度額 1 資金不足に対応するための短期借入金 (1) 限度額 ① 中退共事業においては 20億円 ② 建退共事業においては 20億円 ③ 清退共事業においては 1億円 ④ 林退共事業においては 3億円 ⑤ 財形融資事業においては 2億円 ⑥ 雇用促進融資事業に おいては 0.2億円 (2) 想定される理由 ① 予定していた掛金等収入額の不足により、一時的に退職金等支払資金の支出超過が見込まれる場合に、支払いの遅延を回避するため。 ② 運営費交付金の受入の遅延等による資金不足に対応するため。 ③ 予定外の役職員等の退職者の発生に伴う退職手当の支給等の出費に対応するため。 2 財産形成促進事業において資金繰り上発生する資金の不足への対応 限度額428億円	
--	---	---	--

中 期 目 標		中 期 計 画		平成 2 3 事業年度計画		平成 2 3 事業年度業務実績		
		第9 職員の人事に関する計画 方針 ① 職員の採用に当たっては、 資質の高い人材をより広く求 める。 ② 職員の資質向上を図るた め、専門的、実務的な研修等 を実施する。 ③ 多様なポストを経験させる ための機構内の人事異動を積 極的に実施する。		第9 職員の人事に関する計画 方針 ① 職員の採用に当たっては、 資質の高い人材をより広く求 める。 ② これまでの研修結果を踏ま え、「平成23年度研修計画」 を策定、実施する。 ③ 人事評価を踏まえた適材適 所の機構内の人事異動を行 う。特に人材育成の観点から 幅広く経験を積めるよう、多 様なポストを経験させるため の機構内の人事異動を行う。				
評価の視点等	評価項目 1 8 職員の人事に関する計画	自己評価			評価			
評価の視点等（現行）		評価の視点等（案）			変更の理由			
[数値目標] ー		[数値目標] ー						
[評価の視点] ・職員の採用、研修、人事異動等について、適切に実施しているか。		[評価の視点] ・職員の採用、研修、人事異動等について、適切に実施しているか。						

（評価項目 1 8）

中 期 目 標	中 期 計 画	平成 2 3 事業年度計画	平成 2 3 事業年度業務実績
	第 1 0 積立金の処分にに関する事項 前期中期目標期間繰越積立金は、一般の中退共事業等勘定、特定業種のそれぞれの退職金共済事業等勘定及び雇用促進融資勘定の勘定ごとに次に掲げる業務に充てることとする。 ① 退職金共済契約または特定業種退職金共済契約に係る中小企業退職金共済事業 ② 前記①の業務に附帯する業務 ③ 雇用促進融資事業	第 1 0 積立金の処分にに関する事項 前期中期目標期間繰越積立金は、一般の中退共事業等勘定、特定業種のそれぞれの退職金共済事業等勘定及び雇用促進融資勘定の勘定ごとに次に掲げる業務に充てることとする。 ① 退職金共済契約または特定業種退職金共済契約に係る中小企業退職金共済事業 ② 前記①の業務に附帯する業務 ③ 雇用促進融資事業	